

一般社団法人青森県サッカー協会クラブユース委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会(以下「県協会」という。)の基本規程(以下「基本規程」という。)第28条の規定に基づき、基本規程第22条第1項第15号に規定するクラブユース委員会(以下「委員会」という。)の所管事項を定める。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、委員長指定の場所に置く。

(業務)

第3条 委員会は、基本規程第27条第1項第15号に規定する業務を行う。
2 委員会において決定した重要事項は、県協会理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
(1) サッカー競技の技術及び指導に関すること。
(2) クラブユースサッカーにおける一貫指導の啓発及び普及に関すること。
(3) その他、この委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第5条 委員会は、県内加盟登録クラブチームによって構成する。
2 委員は、県クラブユースサッカー連盟の加盟チームより推薦された者で構成する。
3 委員は、県協会理事会の承認を経て、県協会会長が委嘱する。

(役員)

第6条 この委員会に、次の役員を置く。
(1) 委員長 1名
(2) 副委員長 1名
(3) 事務局 1名
2 役員は委員の互選により選出する。委員長は県協会理事会の承認を得て、県協会会長が任命する。
3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
4 委員長または副委員長の解任は、基本規程第25条の規定による。

(役員の仕事)

第7条 委員長は委員会を代表し会務を総理する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 委員会を代表して会議へ出席した場合は、報告書を提出する。

(会議)

第8条 委員会の開催は年1回以上とし、下記事項を審議する。
(1) 事業計画、収支予算、事業報告及び決算に関すること。
(2) 規則の改廃及び変更に関すること。
(3) 役員に任免に関すること。
(4) その他、委員会の運営に関して必要と認めること。
2 会議の定足数は委任状も含め2分に1以上の出席とし、決議は委任状も含め出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
3 委員会の招集は、基本規程第26条の規定により行い、委員長が会議の議長となる。
4 会議の議事録を作成し、県協会事務局へ提出する。

(経費)

第9条 委員会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 県協会の一般会計
- (2) その他の収入

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決議を経て、委員長が別に定める。

(改正)

第11条 この規則の改正は、県協会理事会の決議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。